

報道関係者 各位

令和8年10月14日

【照会先】

中央労働委員会事務局
第三部会担当審査総括室
審査官 佐藤 寿幸
(直通電話) 03-5403-2265

明泉学園不当労働行為再審査事件 (令和6年(不再)第42号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会(部会長 石井 浩)は、令和8年10月13日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。
命令の概要は、次のとおりです。

～ 法人が組合員3名を継続雇用しなかったことが不当労働行為に当たるとした事案 ～

法人が組合員3名の継続雇用申出拒否の理由として挙げる各組合員に対する懲戒処分等は、その多くが合理性を有しない処分等であり、継続雇用を拒否する理由として相当性を有するとは言い難いものであるから、法人が組合員3名を継続雇用しなかったことは不当労働行為に当たる。

組合員3名と法人との間の雇用契約関係や法人における継続雇用の実態に鑑み、職場復帰は命じず、賃金相当額の支払等を命じた。

I 当事者

再審査申立人：学校法人明泉学園（法人）（東京都町田市）

再審査被申立人：東京私立学校教職員組合連合（私教連）（東京千代田区）

フェリシア高等学校教職員組合（組合）（東京都町田市）

II 事案の概要

- 本件は、組合の組合員A1、A2及びA3が令和2年度に満60歳の誕生日を迎えることから、法人に対して「継続雇用希望申出書」を提出したが、法人は同人ら3名を継続雇用しなかったことから、労働組合法（労組法）第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとして東京都労働委員会（東京都労委）に救済申立てがあった事件である。
- 初審東京都労委は、法人が組合員3名をそれぞれ継続雇用しなかったことは労組法第7条第1号及び第3号の不当労働行為であるとして、法人に対し、それぞれ継続雇用したものと取り扱い、職場復帰させるとともに、継続雇用の日から職場復帰するまでの間の賃金相当額として、月額17万円以上の額を支払うこと、②文書の交付及び掲示を行うこと等を命じる旨の命令書を交付したところ、法人は、これを不服として、再審査を申し立てたものである。

III 命令の概要

1 主文の要旨

初審命令主文を次のとおり変更する。

- 法人は、私教連及び組合の組合員A1、A2及びA3に対し、速やかに令和7年3月31日までの間の賃金相当の金額をそれぞれ支払わなければならない。
- 私教連及び組合への文書の手交及び掲示

2 判断の要旨

- 法人が組合員3名を継続雇用しなかったことは、組合員であることを理由とする不利益取扱い及び組合らの運営に対する支配介入に当たるか
ア 労組法第7条第1号該当性について

法人が組合員 3 名に対する継続雇用拒否の理由として挙げているのは、A 1 が合計 222 件、A 2 が合計 12 件、A 3 が合計 312 件の懲戒処分等であるところ、これらの処分等のうち、一部の訓告の懲戒処分（A 1 は 1 件、A 2 は 2 件、A 3 は 2 件）を除き、いずれも合理性を有しない処分であり、当該一部の訓告の懲戒処分をもって継続雇用を拒否する理由として相当性を有するとは言い難い。かえって、法人が組合員 3 名に対して合理性を有しない多くの処分（A 1 には 221 件、A 2 には 10 件、A 3 には 310 件）を行っていることは、組合員 3 名に対する法人の嫌悪の意思を裏付けるものと評価することができることに加え、これまでの不当労働行為事件等の経緯及び団体交渉等における法人の組合らへの対応をも踏まえれば、法人は A 1、A 2 及び A 3 が組合員であることの故をもって同人らを継続雇用しなかったものと認められる。

したがって、法人が組合員 3 名を継続雇用しなかったことは、労組法第 7 条第 1 号の不当労働行為に該当する。

イ 労組法第 7 条第 3 号該当性について

上記アのとおり、法人は、組合員であることの故をもって、継続雇用しなかったものと認められる。このことは、本件高校の教員に対してその後の組合への加入をためらわせ、定年退職日以降の継続雇用を希望する組合員に対して組合活動を行う上で相当程度の萎縮効果を与えるなど、組合を弱体化させる効果をもたらすものであるから、法人が組合員 3 名を継続雇用しなかったことは、労組法第 7 条第 3 号の不当労働行為に該当する。

(2) 救済の方法

法人の不当労働行為によって生じた状態の是正及び正常な労使関係の構築のためには、法人に、組合員 3 名に対する令和 7 年 3 月 31 日までの賃金相当額の支払並びにこのような行為を繰り返さないよう留意する旨の文書の手交及び掲示を命ずるのが相当である。

組合員 3 名の個人的被害の救済の観点と、正常な集团的労使関係秩序を回復、確保するという観点とを総合考慮すると、法人が組合員 3 名に対して支払うべき賃金相当額から中間収入を控除しないものとするのが相当である。

組合員 3 名と法人との間の雇用契約関係や法人における継続雇用の実態に鑑みると、組合員 3 名の職場復帰を命じることは相当ではない。

【参考】

初審救済申立日	令和 2 年 9 月 4 日（東京都労委令和 2 年(不)第 85 号）
初審命令交付日	令和 6 年 9 月 5 日
再審査申立日	令和 6 年 9 月 13 日